

せいり ばんごう 整理番号	9-1-6	そうだん 相談レベル	3
ぶん ぐい 分類	ぼし ほけん 母子保健		
こう もく 項目	にんしん しゅつさん 妊娠・出産		
ない よう 内容	しゅつさん ひょう じよさん せいど 出産費用・助産制度		

1 想定される質問の背景

- 出産費用を知りたい。出産への補助を知りたい。経済的に出産費用を用意できない。

2 基本的な質問と回答

相談者 出産費用はどれくらいかかりますか？

回答者 出産時の入院は日本では約1週間で、費用は約30～50万円必要です。正常分娩では健康保険など医療保険は適用されませんが、こうした費用を事前に準備しておくことが必要です。帝王切開などの異常分娩では、医療保険が適用されます。なお、出産育児一時金交付対象者に事前に一定額(健康保険24万円、国民健康保険30万円)を貸し付ける制度(出産費資金貸付制度または出産育児一時金受領委任払制度など)もありますので、加入している医療保険に応じて、会社または市区町村におたずねください。

⇒ 市区町村 13-5-1へ

相談者 出産費用への補助はありますか？

回答者 健康保険加入者または被扶養者が出産した場合は、出産育児一時金として1児につき35万円が支払われ、被保険者が出産のため会社を休み事業主から報酬が受けられないときは出産手当金として出産日前6週間から産後8週間の範囲で標準報酬日額の60%が支給され、国民健康保険加入者には出産育児一時金として1児につき35万円が支払われます。出産後、加入している健康保険の窓口(国民健康保険の場合は市区町村の健康保険主管課、健康保険の場合は会社)に申請してください。

参照 ⇒ 出産や育児&介護で仕事を休みたい場合 7-11-6へ

相談者 出産費用を用意することは経済的に困難です。どうしたらよいでしょう？

回答者 健康保険に加入していなかったり、また健康保険に加入していても経済的に困っている人は、市町村の指定の施設での出産費用について無料または安い費用で出産できる「入院助産制度」を利用できます。経済的に困っている(前年度の世帯の所得税額が16,800円以下等)ということが証明できれば、在留資格のない人でもこの制度を利用することができます。ただし、一定の収入があって健康保険からの出産育児一時金が支払われる場合などは対象とならない場合もあります。詳しくは、市区町村の福祉担当課に相談してください。申請には、母子健康手帳、健康保険証、生活保護受給証明書または所得税課税証明書(4～6月出産予定の方は前年度分のもの、7～3月出産予定の方は今年度分のもの)、外国人登録証明書等が必要です。

らん
メモ欄